



<p>国民健康保険 法施行令（昭 和三十二年政 令第三百六十 号）第二十保 九条の四の三 第一項及び第 三項（これら の規定が特例 政令第七條第 三項の規定に より読み替え られる場合を 含む。）</p>	<p>準日において当該口蹄疫特例措 置対象地共済組合員の被扶養者 である者にあつては次の各号に 掲げる当該口蹄疫特例措置対象 地共済組合員</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第 六条において準用する国家公務 員共済組合法施行令第十一条の 三の六の二第五項に規定する者 であつて、基準日において平成 二十二年四月以降において発生 が確認された口蹄疫に起因して 生じた事態に対処するための手 当金等についての健康保険法施 行令等の臨時特例に関する政令 （平成二十三年政令第二百四十 四号）第七條第三項に規定する 口蹄疫特例措置対象国保被保険 者（以下この項及び第三項にお いて「口蹄疫特例措置対象国保 被保険者」という。）である者 と</p>	<p>私立学校教職員共済法施行令第 六条において準用する国家公務 員共済組合法施行令第十一条の 三の六の二第五項に規定する者 であつて、基準日において口蹄 疫特例措置対象国保被保険者で ある者が属する世帯の国民健康 保険の世帯主等及び</p> <p>私立学校教職員共済法施行令第 六条において準用する国家公務 員共済組合法施行令第十一条の 三の六の二第五項に規定する者 であつて、基準日において口蹄 疫特例措置対象国保被保険者で ある者が</p>
--	--	---

（特例政令第六條第四項の介護合算算定基準額  
に関する規定の読替え）

第三条 特例政令第六條第四項の規定により高齢  
者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九

年政令第三百十八号）第十六條の三第一項（特  
例政令第八條第四項の規定により読み替えられ  
る場合を含む。）の規定を準用する場合におい  
ては、同令第十六條の三第一項中「次の各号に  
掲げる者」とあるのは、「私立学校教職員共済  
法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）  
第六條において準用する国家公務員共済組合法  
施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十  
一條の三の六の二第七項に規定する者であつて、  
基準日において平成二十二年四月以降において  
発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態  
に対処するための手当金等についての健康保険  
法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十  
三年政令第二百四十四号）第八條第二項に規定  
する口蹄疫特例措置対象高齢被保険者である次  
の各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この省令は、平成二十三年八月一日から施行  
する。
- 2 第一條の規定は、療養の給付を受ける日の属  
する月が平成二十三年八月以後の場合における  
私立学校教職員共済法施行令第六條において準  
用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の  
三の二第二項第一号に規定する収入の額につい  
て適用する。